

山鹿市条例第9号

山鹿市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

山鹿市道路占用料徴収条例（平成17年山鹿市条例第185号）の一部を次のように改正する。

別表中「第7条第14号」の次に「及び第15号」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の道路の占用に係る占用料について適用し、同日前の道路の占用に係る占用料については、なお従前の例による。